

第 15 回 議会運営委員会

開催日	令和 2 年 10 月 6 日（火曜日）	
開催場所	粕屋町役場 3 F 31 会議室	
開催時間	9:28 ～ 11:50	
出席者	議員	福永委員長・久我副委員長・小池委員・川口委員 ・中野委員・安藤委員・井上委員
	事務局	古賀局長・山田主幹
	執行部	なし
欠席者	なし	
傍聴者	なし	
協議項目	<ol style="list-style-type: none">1：傍聴者への資料配布・閲覧について 別紙-A 参照2：令和 3 年度、当委員会予算要求（案）について 別紙-B 参照3：令和 3 年度、当委員会活動計画（案）について 別紙-C 参照4：令和 2 年度、第 14 回の会議報告書の議会 HP への公表について 近日中に、議会 HP へ公表する。5：委員会条例の一部改正について 別紙-D 参照6：議員報酬等の特例に関する条例の制定について 別紙-E 参照7：議会基本条例の検証・見直しについて 別紙-F8：会議規則の一部改正について 別紙-G 参照9：参照先例（申し合わせ）事項の見直しについて 別紙-H 参照	

その他

1：特別委員会の廃止の議決について

4月に改選を迎えるため、既存の特別委員会を廃止する方向で正副議長で調整中（発議は、3月定例会を予定）。

2：予算要求について

各常任委員会、及び各特別委員会で視察費用・費用弁償以外で必要と考えられる特異な来年度予算要求案（備品購入費用、研修講師の招聘費用など）を11月上旬までに事務局へ提出する。

3：議員報酬等の特例に関する条例の制定について

他市町村で特別職の特例条例を制定している事例があるか、議会事務局にて調査する。

4：答申について

議長からの諮問（4月16日付）に対し、9月28日（月）に答申（別紙参照-I）した。

傍聴者への資料配布・閲覧について（案）

別紙 - A

NO.	会議名	議員	議員以外
1	議会運営委員会	議事日程表等以外の独自資料は、 希望者にのみ必要により配布	先着 3 名まで閲覧用を貸与
2	各常任委員会	議案に伴う資料以外の独自資料は、 希望者にのみ必要により配布	先着 3 名まで閲覧用を貸与
3	特別委員会	議案に伴う資料以外の独自資料は、 希望者にのみ必要により配布	先着 3 名まで閲覧用を貸与
4	議員全員協議会	○	先着 3 名まで閲覧用を貸与
5	百条調査委員会	○	×
6	本会議	○	傍聴者用資料（会期日程、議事日程、 一般質問通告一覧表）のみ配布

（注意）

1. 町執行部が準備する資料は、町の承諾・協力が必要
2. 資料を配布若しくは閲覧に供してよいかどうかは、事務局と協議の上、
本会議及び全協は議長、委員会は委員長の判断による
3. 資料の撮影は禁ずるものとする（デジカメ・スマホ等）

議会運営委員会 令和3年度 予算

別紙 - B

対象期間： 2021.04.01～2022.03.31

NO.	開催月	討議内容	費用弁償 (円)	備考
1	4月			
2	5月	→ (初議会 正副委員長選任) → 6月定例会の会期等について	20,000円 (2,500円 x 8名 x 1回)	
3	6月	→ 定例会議	20,000円 (2,500円 x 8名 x 1回)	
4	7月	→ 定例会議	20,000円 (2,500円 x 8名 x 1回)	
5	8月	→ 9月定例会の会期等について → 視察研修	20,000円 (2,500円 x 8名 x 1回) 720,000円 (80,000円 x 9名)	視察参加者内訳 ⇒ 委員7名 ⇒ 議長 ⇒ 議会事務局長
6	9月	→ 定例会議	20,000円 (2,500円 x 8名 x 1回)	
7	10月	→ 定例会議	20,000円 (2,500円 x 8名 x 1回)	
8	11月	→ 12月定例会の会期等について	20,000円 (2,500円 x 8名 x 1回)	
9	12月	→ 定例会議	20,000円 (2,500円 x 8名 x 1回)	
10	1月	→ 定例会議	20,000円 (2,500円 x 8名 x 1回)	
11	2月	→ 3月定例会の会期等について	20,000円 (2,500円 x 8名 x 1回)	
12	3月	→ 定例会議	20,000円 (2,500円 x 8名 x 1回)	
合計 (円)			940,000円	

令和2年10月6日 (火)

作成者

議会運営委員会

委員長 福永善之

議会運営委員会 令和3年度 年間活動計画

期間： 2021.04.01～2022.03.31

別紙 - C

年	月	日	活動予定	備考			
2021	4		<div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 改選により、4月29日から任期が始まる。新たに なった委員会で活動計画を立てるものとする。 </div>				
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	2022	1					
		2					
		3					

討議計画(委員会条例の検証・見直し)

黄色: 実施期間

NO.	作業項目	2021年						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1	今後の進め方	6日						
2	事務局にて、全協での採決結果に基づいた条例の一部改正案の提示	6日						
3	議運で条例の一部改正案の確認	6日						
4	資料を全議員へ配布	第3週						
5	全協で説明	第4週						
6	全協で意見があった場合、議運で再検討	第4週						
7	事務局で資料作成(最終版)	第5週						
8	見直した一部改正案の資料を全議員へ配布	第5週						
9	法令審査会		第2週					
10	発議(12月間に合わなければ、2月の臨時会も視野に入れる)			定例会		臨時会		

討議計画(議員報酬の特例条例の制定)

黄色: 実施期間

NO.	作業項目	2021年					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	今後の進め方	6日					
2	事務局にて資料配布	6日					
3	議運で条例案の検討 (たたき台として、他市町議会の特例条例を参考にする)	15日、第5週	第1週				
4	事務局にて条例案の資料作成		第2週				
5	議運で確認		第3週				
6	資料を全議員へ配布		第4週				
7	全協で説明			定例会中			
8	全協で意見があった場合、議運で再検討			定例会中			
9	事務局にて条例案の資料作成(最終版)				第2週		
10	再検討した資料を全議員へ配布				第3週		
11	法令審査会					第2週	
12	発議						定例会

討議計画(議会基本条例の検証・見直し)

黄色: 実施期間

NO.	作業項目	2021年					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	今後の進め方	6日					
2	検証	委員長 検証とりまとめ案の作成	第2週				
3		議運で検証とりまとめ案の確認	15日、第5週				
4		資料を全議員へ配布		第1週			
5		全協で説明			定例会中		
6		全協で意見があった場合、議運で再検討			定例会中		
7		事務局にて資料作成(最終版)			第4週		
8		検証結果をHPで公表			第4週		
9		条例の見直し	検証の結果、必要がある場合の条例の一部改正の見直し及び条例の一部改正案の作成				第2週 第3週
10	資料を全議員へ配布					第3週	
11	全協で説明					第4週か第5週	
12	法令審査会						第2週
13	発議						

討議計画(会議規則の検証・見直し)

黄色: 実施期間

NO.	作業項目	2021年					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	今後の進め方	6日					
2	各自で資料を読み込む	第2週～第3週					
3	一部改正が必用な場合、議運で見直しの検討	15日					
4	資料を全議員へ配布		○				
5	全協で説明			定例会中			
6	全協で意見があった場合、議運で再検討			定例会中			
7	事務局にて資料作成				第2週		
8	見直した一部改正案の資料を全議員へ配布				第3週		
9	法令審査会					第2週	
10	会議規則一部改正の申請					○	

討議計画(申し合わせ事項の検証・見直し)

黄色: 実施期間

NO.	作業項目	2021年					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	今後の進め方	6日					
2	各自、資料を読み込む	第2週					
3	議運で修正案の検討	15日、第5週	第1週				
4	事務局にて修正案の資料作成		第2週				
5	議運で確認		第3週				
6	資料を全議員へ配布		第4週				
7	全協で説明(承認)			定例会中			
8	全協で意見があった場合、議運で再検討			定例会中			
9	事務局にて資料作成(最終版)			第4週			
10	全協で説明、承認 (臨時会が開催されれば臨時会で)					(臨時会)	定例会中

令和2年9月28日

粕屋町議会 議長
鞭馬 直澄 様

議会運営委員会
委員長 福永 善之

粕屋町議会運営に関する諮問について（答申）

令和2年4月16日付で議長より諮問のありました、粕屋町議会運営に関する諮問について、当委員会で慎重に調査、及び協議をした結果、下記のとおり答申いたします。
なお、継続協議の期限は、令和2年12月定例会最終日までとします。

記

【諮問1】

「町長の専決処分事項の指定について」の発議について

【答申1】

答申期限は、6月定例会での発議に間に合うようにならなっていたが、全体の意見取りまとめができなかったため、継続協議とします。

理由

議長からの条例案を当委員会で協議し、若干の修正を経て、当委員会で条例案をまとめました。

当委員会でまとめた条例案を議員全員協議会の場で説明をした所、「今日は、肝心の議運委員長が欠席で協議ができない。」「急ぐ必要はない。」等の意見が出されたため、継続協議とします。

【諮問2】

粕屋町議会基本条例の検証について

【答申2】

答申期限は12月定例会最終日です。

【諮問 3】

会議規則、委員会条例及び先例（申し合わせ）事項の検証について

【答申 3】

答申期限は9月定例会最終日となっていたが、全体の意見の取りまとめができなかったため、委員会条例は12月定例会最終日、会議規則及び先例（申し合わせ）事項は12月定例会終了後とします。

理由

条例見直し案を当委員会で協議し、当委員会で条例案をまとめました。

当委員会でまとめた条例案を議員全員協議会の場で説明をした所、「今日は、肝心の議運委員長が欠席で協議ができない。」との意見が出されたため、継続協議とします。

【諮問 4】

議員研修の見直しについて

- (1) 改選後、新人議員中央研修に参加することについての意見
- (2) 現在、毎年実施している議会運営委員会及び常任委員会の視察研修を隔年実施とすることについての意見
- (3) 条例提案及び政策提言等に関する議員研修の在り方についての意見

【答申 4】

- (1) 改選後の翌年度に町村議会関係者向けに開催される中央研修会（千葉県又は滋賀県）に参加することが望ましい。
- (2) 視察実施の有無は、その時の各委員会の判断による。
- (3) 改選後、新人議員を対象に、議長主導により、議会基本条例及び委員会条例等、議会人としての基本的な勉強会・オリエンテーションを5月末までに、また、行政各課より各課の現状や課題についての説明を8月末までに実施されるのが望ましい。

条例提案及び政策提言等に関する議員研修は、実施していただきたい。

理由

- (1) 改選の年度は、研修受付の関係で参加が不可能なため、翌年度に予算化をお願いしたい。
- (2) 委員会制をとっており、委員会に関する予算については、委員会で十分協議し、意見を取りまとめた上で判断することが望ましい。
- (3) 民間企業では、新入社員に対し、新人研修制度を設けており、議会においても基本的な新人議員研修を開催していただきたい。

条例の提案及び政策の提言に関することは、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るためにも、議員全員での研修を行っていただきたい。

【諮問 5】

議会 ICT 化の推進について

【答申 5】

タブレット機器の導入については、執行部の方針に左右されるため、次期改選後（令和 3 年 4 月 29 日以降）の導入は見送る。

理由

議会側が先行して同機器を導入しても、条例等の提案者側である執行部の対応が紙ベースを主とするのであれば、議会運営の効率化及び費用対効果が見込めない。導入は町と連動して行いたい。

【諮問 6】

議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

【答申 6】

答申期限は 12 月定例会最終日です。

【諮問 7】

議員相互間の自由討議の活性化について

【答申 7】

各委員会で採決を行う前に、委員長判断で説明者（職員等）が退席した後に議員間討議を行う。

理由

委員会での議員間討議については、基本的に、委員会の中で意見が分かれそうな事件について実施（異論がある方をまず行う。）することにより、少数意見を尊重する目的もある。

以上